

鳥取市水道事業審議会令和5年度第1回会議 会議録

1 開催日時

令和5年5月29日（月） 午後2時から午後4時まで

2 開催場所

鳥取市水道局 3階会議室

3 出席委員

有田裕、石黒智、牛尾柳一郎、鈴木敏、谷本由美子、戸蒔丈仁、外山照野、西川功美、福田聡子、福山裕正、松長俊和、松原雄平、村尾昌彦、山根滋子、湯口夏史（計15人、五十音順・敬称省略）

4 事務局

武田行雄（水道事業管理者）、川戸敏幸（水道局副局長）、渡辺寛存（次長兼総務課長）、中村賢司（次長兼給水維持課長）、青木達矢（経営企画課長）、大島徳明（資産管理課長）、八木谷義人（料金課長）、谷口洋一（工務課長）、楮原昌宏（浄水課長）、木本裕治（南地域水道事務所長）、小谷淳（西地域水道事務所長）、長石和久（総務課長補佐兼財務係長）、横原慎吾（経営企画課長補佐兼経営係長）、山本信二（総務課総務係長）

5 議題

（1）令和5年度事業計画について

（2）その他

ア 鳥取市水道事業の基本計画等の変更について

イ 統合前簡易水道地域の整備状況について

6 配布資料

- ・ 日程
- ・ 議題（1）関連資料
- ・ 議題（2）関連資料

7 会議の経過

（川戸副局長） ただいまから鳥取市水道事業審議会令和5年度第1回会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、また、雨の中、本審議会に御出席いただきましてありがとうございます。私は、議事進行に入ります前の司会を務めます水道局副局長の川戸と申します。よろしくお願いたします。本日の会議におきましては、高部委員、山下委員、そして尾前委員の3名の方から欠席の報告を受けております。現時点での委員の半数以上、委員会は全18人で構成をしております。

す。半数以上の方に出席いただいておりますので、鳥取市水道事業審議会条例第6条第2項の規定によりまして本会議が成立することを御報告いたします。審議会委員につきまして御報告がございます。昨年度の第2回会議でございますが、新しいメンバー構成となりましたが、その後、委嘱しました委員1名が退任されたことによりまして欠員となっております、千代川流域圏会議から推薦をいただき、石黒智委員の委嘱をさせていただきましたことを御報告申し上げます。石黒委員には本日出席をいただいております。石黒委員、よろしく願いいたします。それでは石黒委員、御挨拶をお願いいたします。

(石黒委員) 皆さん初めまして。ただいま紹介にあずかりました石黒です。所属は千代川流域圏会議で、NPO法人賀露おやじの会の副理事長をしております。任期が今年の4月～来年の11月末までということで、1年半、どうぞよろしく願いいたします。

(川戸副局長) ありがとうございます。それでは開会に当たりまして、審議会会長から御挨拶をいただきます。松原会長、よろしく願いいたします。

(松原会長) 皆さん、こんにちは。本日も審議会に御参席をいただきましてありがとうございます。ちょうど今日おいでになる頃、雨の中おいでになったと思いますが、これから豪雨が予報されていることもございますし、沖縄からは台風が接近していることもございます。また、地震も国内いろいろなところで発生しております、そういう意味では防災という意味で大事な機会になってくるだろうと思うのですが、その基盤を支えるのがこの水道事業であろうかと思えます。いざのときにでも耐震管があって地震にも強い、あるいはどこかが断水してもすぐに給水車が走るというようなところがこの鳥取市の水道局の強みであろうというふうに思っております。今日はそういったことにつきまして、本年度の事業計画であるとか、あるいはその他関連事項、皆様のほうからいろいろ御指摘をいただきながら、御意見をいただきながら行政に反映していただくという大事な会であろうかと思えます。どうぞ忌憚のない御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(川戸副局長) ありがとうございます。議題に入ります前に、事務局の自己紹介をさせていただきます。

—職員自己紹介—

(川戸副局長) 続きまして、事前に送付しておりました本日の会議資料について確認を行います。

—資料確認—

それではここからの議事進行につきましては、松原会長をお願いいたします。よろしく願いします。

(松原会長) 御説明ありがとうございます。それでは本日の議題に入ります。議題(1)『令和5年度事業計画について』、事務局から御説明をお願いいたします。

(渡辺総務課長) 議題(1)『令和5年度事業計画について』説明をさせていただきます。

1ページです。事業計画の説明を行います前に「予算収支状況」につきまして説明をいたします。この表には令和5年度と令和4年度の当初予算、対前年比の増減などを載せております。水道事業会計には2つの区分がございます。1つが上の3行、「収益的収支」、これは年間の営業活

動に関わる収支となります。水道料金などの収入、給水サービスに必要な維持管理費や減価償却費などが支出となります。一番上の行、「収益的収入」51億2,716万2,000円。この収入のうち水道料金は36億7,850万4,000円で収入の約7割を占めており、前年度比は0.5%の減となっております。表の右端、備考欄には関連する事項を掲載しております。ここには繰入金（他会計補助金）の減などとしております。他会計補助金とは、鳥取市の一般会計からの補助金になります。その下の行、「収益的支出」です。49億7,348万6,000円で、対前年度比1.7%の増です。備考欄を御覧ください。電気料金の値上げによる動力費の増などとしております。この動力費とは、水道施設内の機械装置などの運転に必要な電力料及び燃料費などの費用になります。収益的収支の「差引」は1億5,367万6,000円の純利益、黒字を見込んでおります。前年度との比較では、1億604万4,000円の減となっております。

水道事業会計のもう1つの区分、「資本的収支」は1年間の投資に関わる収支となります。施設整備の財源となります収入、施設整備に関わる工事費や企業債の償還金などは支出となります。

「資本的収入」は20億7,791万円で、対前年度比5.7%の増です。備考欄です。震災対策整備事業に伴う国庫補助金、企業債の増などになります。震災対策整備事業は地震など災害に強い水道施設にするための整備を行う事業です。企業債は施設の新設や改良するための借入金になります。

「資本的支出」は41億2,539万3,000円、対前年度比3.4%増を計上しております。備考欄です。配水施設整備事業、地域水道整備事業、震災対策整備事業に伴う建設改良費の増などが主になります。配水施設整備事業は配水池、配水管などの施設整備を行う事業です。地域水道整備事業につきましては、平成29年4月に上水道事業に統合しました旧簡易水道地域の水道施設を整備する事業となります。資本的支出の当初予算額のうち建設改良費といたしまして27億7,254万9,000円を計上しております。主な建設改良事業につきましては、後ほど説明をさせていただきます。資本的収支「差引不足額」20億4,748万3,000円につきましては、備考欄にあります過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

一番下の行、「財政規模」です。収益的支出と資本的支出の合計であります財政規模は90億9,887万9,000円で、前年度と比較いたしまして2.5%の増となっております。表に基づきまして予算収支の状況の説明をさせていただきました。令和5年度の予算につきましては、お配りしております水道局だより、こちらに関連記事を掲載しているところでございます。1ページ、グラフを掲載しております。グラフのタイトルを「予算の内訳」としまして、「収益的収支」を左側、「資本的収支」を右側にと2つの会計を並べて配置し、収支それぞれの内訳でありますとか、資本的収支で不足する額を補填する流れをグラフで表わしております。2ページには、令和5年度に実施する主な事業を掲載しております。この水道局だよりは、鳥取市報と併せまして市内各戸にお届けをしています。

資料に戻りまして2ページです。「給水収益（税抜き）」と「有収水量」の状況をグラフで表しています。令和5年度と過去10年間の状況を掲載しております。令和3年度までは「決算値」、令和4年度は「決算見込値」、令和5年度は「当初予算値」になります。赤色の折れ線グラフは、料金徴収の対象となります有収水量です。平成25年度からの状況を掲載しております。グラフ中央付近に位置します平成29年度には、簡易水道の統合で折れ線グラフは右上がりとなっております。

り、一時的に増加しますが、そこを除けば、有収水量は減少傾向となっております。水色の棒グラフは税抜きの給水収益です。収益は平成 28 年度までは減少傾向でしたが、吹出しで記しております 29 年度に簡易水道事業を統合、30 年度には、統合前上水道給水区域におきまして平均改定率 18.4%の水道料金改定を実施して収益が増加となっております。平成 30 年度と令和元年度の比較においては、赤い色の折れ線で示します有収水量は減少しておりますが、棒グラフの給水収益は増加しております。これは平成 30 年 4 月、年度途中で料金改定を行った関係で改定後の料金を適用する月数が、平成 30 年度は 9 月分に対し、令和元年度は丸 1 年の 12 月分だったことによるものです。令和 2 年度は事業統合から 3 年を経過した簡易水道給水区域の料金を統合前上水道給水区域の料金に統一しました。令和 4 年度はまだ決算が確定しておりませんので、決算見込みの数値になります。令和 5 年度の有収水量、給水収益につきましては、近年の減少傾向を考慮して当初予算に計上している数値です。

3 ページからは「令和 5 年度当初予算事業別概要」です。令和 5 年度事業計画の説明をさせていただきます。1 ページで触れました資本的支出の中でその多くを占めます建設改良費は事業における投資となります、老朽化した水道施設や水道管の更新、耐震化などを推進しまして、水道事業、水道サービスを維持・継続するために必要な事業となります。主な建設改良事業といたしまして、ページ最上段左上から年度「R 5」、令和 5 年度です。会計「水道事業会計」、所属「水道局」、2 段目に移りまして、款と項、これは予算を区分するときに使う名称です。款「資本的支出」、項「建設改良費」、事業名「配水施設整備事業」。配水施設整備事業は送水施設、配水地、送水管や配水管の新設及び増設改良を行う事業です。下の大きな枠内、事業の概要を掲載しております。

1 行目、「○配水施設整備事業」は 3 億 8,645 万 7,000 円となっております。令和 4 年度当初の 3 億 6,698 万 8,000 円に比べまして約 1,950 万円の増となっております。「●工事請負費」で 3 億 3,560 万円を計上しております。内訳で「(1) 配水管網整備」です。安定給水の確保及び効率的な水運用を目的として管網整備を行います。水源地や配水池などの水道施設を統廃合し、新たな配水管などの水道施設を新設する工事です。河原地域におきまして江山浄水場経営エリア拡大に伴う谷一木ポンプ場の整備を行うなど、2 億 3,560 万円を計上しております。

「(2) 基幹管路耐震化」です。管路更新(耐震化)計画に基づきまして、耐震性を有していない基幹管路の布設替えを行う事業です。徳尾系送水管の布設替えを継続して実施します。徳尾系送水管は江山浄水場から徳尾配水池に水道水を送水するための管となります。服部地内で送水管の布設工事を行います。事業費は 5,500 万円。なお、基幹管路耐震化の基幹管路ですが、水源から浄水場まで取水した原水を導く導水管、浄水場から配水池に水道水を送る送水管、配水池から先の各地域に水道水を届ける配水管のうち鳥取市におきましては、口径が 350 ミリメートル以上の配水管を基幹管路と位置づけております。

「(3) 千代川横断複数化」です。非常時等における千代川水管橋のバックアップのため、千代川を横断する送水管路の複数化を行います。上町配水池、面影配水池に至るまでの送水管、丸山系送水管の布設を行うものです。今年度行います服部地内送水管布設その 1 工事は将来国道 29 号線千代川に架かります因幡大橋を横断できるようにするための工事となります。

4 ページです。事業名は「○地域水道整備事業」です。地域水道整備事業は統合した旧簡易水

道地域の施設整備を行う事業で、事業費 7 億 5,419 万 4,000 円、前年度に比べ 4,500 万円の増を計上しております。平成 29 年 4 月に上水道事業より統合した旧簡易水道地域につきましては、地域水道整備計画に基づきまして施設の統廃合や江山浄水場の配水区域拡大のための管路及び施設の整備を行っています。旧簡易水道地域の管路、施設の更新につきましては、「地域水道整備事業」以外に「配水管等改良事業」、「諸施設整備事業」でも実施しています。その 2 事業の合計費用は約 1.9 億円になり、地域水道整備事業と合わせますと合計で約 9.5 億円となります。参考として前年度は約 9.4 億円でした。「●工事請負費」6 億 9,755 万円です。整備箇所は湖南、下木原、大石、用瀬など 8 か所。水道未普及地域の双六原及び国府町下木原に水道施設の整備を行うほか配水管布設、配水池の築造を実施します。「●委託料（調査設計業務）」は 2 地域、鹿野地域の鹿野で用地測量、青谷地域の八葉寺で橋梁に添架します配水管の測量設計を行います。「●その他」といたしまして、国府地域雨滝と気高地域会下の施設整備に必要な用地取得を行います。

5 ページです。地図の緑色の網掛けの箇所が旧簡易水道給水区域です。赤の太線で囲っている吹出しのある地域が令和 5 年度に地域水道整備事業を実施する箇所となります。施設整備工事、調査設計業務、用地取得を、地域としては 10 か所実施するものです。右下の表には、工事を行う地域名、工事概要等を記載しております。表の左側、番号の欄地域①～⑩は、地図上の吹出しで示した地域、4 ページに記載した図面番号と連動しております。黄色の太線で囲っている箇所は、令和 4 年度までに整備が完了した地域となっております。

7 ページ、事業名、「配水管等改良事業」です。震災対策整備事業や原因者工事などを行う事業となります。事業費 12 億 8,592 万円を計上しております。前年度に比べ 6,300 万円の増となっております。「●工事請負費」の「(1) 震災対策整備事業」です。「・震災時応急給水拠点第 2 次整備」、令和元年度から取組んでおります事業で事業費 2 億 870 万円です。第 1 次整備で整備済の 18 か所に加えまして、新たに 47 か所の応急給水拠点、応急給水施設の整備を行う計画です。令和 5 年度には、小中学校、公民館、総合支所など合計 8 か所の整備を行います。

8 ページ、「震災時応急給水拠点整備箇所」の一覧表になります。左端の列は第 1 次整備で行った施設です。上から「応急給水拠点」で東中学校など 12 か所。この応急給水拠点ですが、震災発生時から復旧までの間、周辺の地域に飲料水を供給するとともに、給水車でほかの避難所に水を届ける際の拠点にもなります。その下が「応急給水施設」です。応急給水施設は災害対策本部や救急指定病院、人工透析を行う病院が対象で、第 1 次整備におきましては県庁、市役所など 6 か所となります。右の 2 列は第 2 次整備で「応急給水拠点」が 40 か所、右下、「応急給水施設」が 7 か所の整備を計画しております。右上の凡例で示しておりますとおり、各拠点の背景を色分けしております。青色の拠点は令和 4 年度以前に整備済の箇所です。赤色の拠点は令和 5 年度に整備予定の箇所で、応急給水拠点は 7 か所、浜坂、賀露、河原、青谷の小中学校や公民館などで、応急給水施設は 1 か所で青谷町総合支所となっております。緑色の拠点は令和 6 年度以降に整備を予定している箇所になります。この一覧表の整備箇所をこの後 9 ページ～12 ページまでの地図に示しています。応急給水拠点、応急給水施設、それぞれに至るまでの管路につきましては地震に強い水道管、地図上におきましては太線で示しています応急給水管路につながっていることが見ていただけるかと思えます。線の色の違いにつきましては、黒色の線が令和 4 年度以前に布設済

の管路、赤色の線が令和5年度において布設予定の管路、緑色の線が令和6年度以降に布設を予定している管路となっております。

7ページに戻りまして、「(1) 震災対策整備事業」の続きです。「・老朽管更新」です。赤水の発生や破損事故が起こりやすい老朽化した铸铁管やビニル管、鋼管などを衝撃に強い耐震性を要します水道管に布設替えを行います。他の事業者が行う工事がある場合は、その工事と同時施行することによりコストの削減を図っています。事業費は3億4,523万円です。「・水管橋耐震補強」です。耐震診断結果を踏まえ計画的に耐震補強を行っています。令和5年度～6年度までの2か年で全体額9,500万円により、下味野水管橋の耐震補強工事を行います。下味野水管橋は下味野配水池のすぐ下に位置し、大井手川に架かっている水管橋です。令和5年度の事業費は4,500万円になります。「・緊急遮断弁設置」です。事業費は1億2,490万円、この事業は大規模な地震によって破損した配水管から水道水が流出するのを防ぐため、主要な配水池の出口に緊急遮断弁を設置するもので、令和5年度は若葉台配水池と青谷第2配水池で緊急遮断弁の設置工事を行います。令和5年度はもう1か所、用瀬地域にも緊急遮断弁の設置を行いますが、その費用につきましては地域水道整備事業で計上を行っております。この緊急遮断弁は地震による大きな揺れや管路の破損などによる水の異常流量を検知いたしますとロックが解除され、自動的に遮断弁が作動することで配水池に溜めている水の流出を防ぎ、水道水を確保することが可能となるものです。

「(2) その他の工事請負費（原因者工事等）」です。事業費は4億3,665万4,000円です。鳥取県など原因者からの依頼により水道管の移設等を行う原因者工事です。道路工事であったり下水道工事であったり、その工事に際しまして水道管路が支障になる場合があり、原因者からの依頼によりまして水道管の移設工事を行うものです。原因者工事の近接する箇所に老朽化した水道管がある場合につきましては、工事の実施に併せまして改良等を行うことによりコストの削減を図っているところです。

13ページになります。建設改良事業の最後の事業となります。事業名は「諸施設整備事業」です。諸施設整備事業は老朽化した施設の更新、施設は機械設備、測定機器、滅菌装置、電気通信設備などとなります。老朽化した施設の更新につきましては計画的・効率的に実施いたしまして水道水の安定的な供給を図ることとしておりまして、令和5年度も継続して設備の更新を行うものです。また、叶水源地自家用発電機施設について昭和47年に設置で設置から50年以上が経過し、老朽化していましたこの自家用発電機施設につきまして、令和4年度～6年度までの3か年で更新工事を行います。「●工事請負費」といたしまして「・叶水源地自家用発電機等建設工事」のほか、施設の更新を行いまして2億6,756万円を計上しております。「●委託料」といたしましては、「・北村地域水道施設基本計画策定業務」など1,093万円を計上しております。このページの一番下には叶水源地自家用発電機施設更新工事、6億5,936万9,000円の3年間の内訳表を参考として掲載しております。

14ページになります。建設改良事業とは区分いたしまして年間の事業活動として収益的支出で行うものの中から主な事業をまとめて掲載しているものです。「(1) 有収率の向上対策」といたしまして、公道漏水調査と修理、量水器は水道メーターの購入など事業費2億2,522万4,000円を計上しております。「(2) 施設・設備の維持管理費等」としまして2億5,111万2,000円。「(3)

水質検査の委託」で 4,371 万 4,000 円を計上しております。「(4) 広報活動の推進」といたしまして水道局だよりの作成など 859 万 6,000 円を計上しております。「(5) 災害対応体制の強化」といたしまして 35 万円を計上いたしております。これは準中型自動車免許の取得や限定解除ための費用で、この免許は給水車の運転に関わるものです。現在、鳥取市では 2,000 リットルの水道水を運べる給水車を 2 台、3,000 リットルの給水車を 2 台保有しております。通常業務では断水発生時に出勤し、年によっては冬期の寒波対応に出勤しています。災害時には応急給水拠点から水道水を運搬することとなります。普通免許の取得時期によって給水車を運転することができない職員がいることから、準中型自動車免許の取得等に係る費用の公費負担を行っています。令和 2 年度から行っており、災害対応体制の強化を図っています。以上で『議題(1) 令和 5 年度事業計画について』説明を終わります。

(松原会長) 御説明ありがとうございました。ただいま説明がございました『議題(1) 令和 5 年度事業計画について』、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。はい、石黒委員どうぞ。

(石黒委員) 財源の内訳で企業債とか、出資金とか、具体的に教えていただきたい。もう 1 点、応急給水拠点整備箇所、資料の 8 ページと 9 ページ。賀露の場合は今年度、26 番と 27 番で賀露地区公民館と賀露のふれあい広場が震災時給水拠点整備箇所で上がっていますが、もし災害があったときに、そこに給水車を配置して支援の形にするのか、ここ 2 か所、海拔がちょっと高いところにありますので、その辺りもっと詳しく聞きたい。

(長石総務課長補佐兼財務係長) 財源内訳の説明ということで、3 ページの右上を見ていただいて財源内訳の区分というところで順番に説明させていただきます。企業債というのは、施設の新設や改良をするための借入金になります。財務省なり公的機関から借入れている借金となります。国庫補助金は、国からの補助金です。借金ではありません。出資金は、鳥取市から水道事業に対して出資いただいているお金になります。資本のほうに組み込まれるお金であります。工事負担金は、例えば、下水道の工事を করতে当たって水道管を移設する必要があるとかそういった場合は、その下水道の会計からお金をいただいて移設する、と、そういった工事の負担金になります。自己財源、これは水道局のお金で行う、ということになります。

(石黒委員) ありがとうございます。

(谷口工務課長) 賀露地区公民館、賀露ふれあい広場につきましては応急給水拠点ということで、給水車でそちらに運ぶのではなく、耐震管路を整備いたしまして、配水池等々から地震では抜けない管路、漏水しない管路を経由して、そちらには応急給水栓を設置いたします。応急給水栓より来られた方にそれぞれお配りさせていただく、というような拠点になります。

(石黒委員) ありがとうございます。

(松原会長) そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

(鈴木委員) 衝撃に強い耐震管って書いてありましたが、耐震管というのはどのような管種でしょうか。もう 1 点、気高地域の会下用地取得というのがありまして、下原配水地用地とあるんですけど、配水池の容量はどのくらい容量を見込んでおられるのか教えてください。

(谷口工務課長) 鳥取市水道局では主にダクタイル鋳鉄管という鋳物の管を使っております。かなり強度があり衝撃には強い管でして、継手部分に離脱防止装置がついており、それが引っか

かり抜けないようになっております。ダクタイル鋳鉄管は応急給水拠点等で使っており、普通の配水管路でも近年は使っていますので、応急給水拠点だけではなく全体の管網として耐震化を図っている状況です。会下の下原配水地は、気高地域全体の地域水道の整備計画の一環で810トン程度の配水池を今、予定しております。

(松原会長) そのほかございますでしょうか。どうぞ。

(谷本委員) 3ページの送水管路の複数化ですけれども、今あるのにプラスしてもう1管、非常時に1本が決壊したとか、駄目になったときに使える、という管を造るということですか。

(谷口工務課長) 複数化と呼ばれる送水管ですが、送水管は、それぞれの水源、市内では江山浄水場がメインになりますけれども、そちらからそれぞれの配水池に送り込む管路を送水管と呼んでおります。それらを千代川を1本で渡すのでは、何か事故があった等々、非常に危険な状況になってしまうこともありますので、何本か複数の送水管路を整備することで、様々な事故、災害等に対応できるような管網を整備しているところです。

(谷本委員) 複数になった送水管というのは、非常時以外の時は、常に2本できたら2本にずっと江山から流れてくる水が常に流れている状態ですか。

(谷口工務課長) 基本的には全て流すような管路になるかと思います。ただし、管の口径に余裕を持たせるということで、1つが駄目になってもそちらの管路の水量が、もう1つの方に乗り水量が足されても、ある程度満足できるような若干大きめの管路で整備することになるかと考えております。

(谷本委員) 分かりました。ありがとうございます。

(松原会長) そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

(戸荻委員) 3つほど質問をさせていただきます。1つ目、応急給水拠点40か所ある中で令和6年以降整備予定箇所、8ページ、緑色で残っていますが、今年度やっていく赤色の数から考えると、あと3年ぐらいで完了する計画なのでしょうか。2つ目、普通免許で給水車運転できないという話がありましたが、応急給水拠点とか、応急給水施設の耐震化がハード的に整備を終わったのに対して、BCP、地震が起こったときにどういう体制があってみたい、災害が発生しても事業を継続していくための計画ですね、そういうのも併せてソフト的なところをちゃんとつくられているのでしょうか。最後は、大規模な被災時に全部が駄目にならなくて、部分的には使える、となった場合に、例えば、この管は使えないから、こことこの弁を閉じて、こちらから水回そう、とか、そういった利用というのもできるものなのでしょうか。

(渡辺次長兼総務課長) 水道局として業務継続計画、BCPの方は着手しているところです。若年層中心に免許を取得していただいて、継続して将来にわたって災害対応できるような対策で、公費負担ではありませんけれども、免許の取得をしています。

(戸荻委員) ありがとうございます。

(谷口工務課長) 応急給水拠点への整備計画ですが、水道ビジョンの方で整備計画をうたっておりまして、全体が令和13年を完了予定として今現在、計画が進んでいます。

(戸荻委員) ペース的に見ると、大分落ちる感じですが。

(川戸副局長) 開設するまでに管路をその位置にまで引っ張っていく必要があります。拠点付

近を整備すれば拠点ができるのではなく、拠点の位置まで管路がつながっている必要がありますので、実際には拠点が1つもできない年もありえます。

(戸荻委員) 1か所ごとに規模が結構違う、ということですね。

(川戸副局長) そうです。整備のしやすいところから進めている部分もある程度あります。

(戸荻委員) 予算も1か所ごとに全然違う。

(川戸副局長) 毎年毎年しっかりと管路をつないでいきます。

(戸荻委員) 分かりました。

(谷口工務課長) それぞれに仕切弁を閉めていけば、ブロックごとに対応できるのではないかと、という御質問かと思えます。今、整備しています配水管の布設替えには、全て耐震管路を使っておりまして、年々つないでいきますと仕切弁ごとに耐震管網が広がっていくことになります。応急給水拠点が災害時に、最初に仕切りながら漏水がない状態を確保する管路にはなりますが、耐震管網整備が進んでいけば、少しずつバルブを仕切りながら漏水していない管路を確認していくことも可能ですので、ブロックごとに確認していくことも可能と考えております。

(戸荻委員) 耐震化が終わってないところでも、例えば、局所的にこの区域の管は大丈夫となったときに、そこだけ給水は可能ですか、という意図です。全部が一気に駄目になるのではなく、このブロックは漏水していないけど、このブロックは駄目だね、じゃあ、このブロックに水行かないようにここを止めてこっちだけ活かそうかって、結果、耐震化は終わってないけども、自宅に水が来る、みたいなことも基本的には可能なものなのでしょうか。

(谷口工務課長) おっしゃられるとおり、漏水を確認し、漏水がなければ随時そういった対応も可能と考えられます。災害時も大切な水を少しでも皆様にお渡しするというのが我々の使命かと思えますので、そういった形で漏水が確認できれば、ブロックごとに漏水していないエリアを広げていくことも可能と思えます。

(戸荻課長) やっぱり漏水の確認は大変なんですね、分かりました。ありがとうございます。

(松原会長) ありがとうございます。

(西川副会長) 8ページ、震災時応急給水拠点整備箇所ですけれども、まだまだ整備されるということですが、この後をずっとのぞいてみても用瀬が1つもないので、今、行っている配水池の整備事業で用瀬総合支所のすぐ近くを配水管が通るようですし、用瀬総合支所も耐震化をいたしましたので、こちらのほうに給水を計画的に整備していただくと大変ありがたいなと思っております。もう1点、1ページと2ページ目ですが、1ページの収益的収支の令和5年度予算の一番上、うち水道料金36億7,800万余りということで、大きな金額が計上してあるわけですが、関連している2ページには(税抜き)と書いてありますので、税込みの同金額に合わせることは難しいのでしょうか。分かりやすくしていただくと大変ありがたいなと。

(長石総務課長補佐兼財務係長) 税込みと税抜き統一したほうがいい、ということですが、水道事業の予算は、どうしてもお金の支出ということで、税込みで予算のほうは計上いたします。逆に決算になりますと、収益的収支は税抜きで表示されるので、2ページ目の表になりますと、決算の数値というのは税抜きでいつも表示しております。ここで税込みと税抜きと分かれてしまっていますが、毎年、数字を積み上げていく上ではどうしても決算の数字となると、税抜き表示にな

りますので、できればこのままいかせていただければと思います。

(西川副会長) 分かりました。

(川戸副局長) 補足をさせていただきます。予算と決算の違いによって税金入ってくる、入ってこないということにより、表示上の問題が水道事業関係あるわけですが、2ページについて説明をさせていただきますと、税が入ったり、税が入ってなかったり、また、8%だったり、10%だったりすることで、収入が変わるのもグラフの比較としては分かりにくいということがあって、税抜きでグラフを作らせていただいております。例えば、水量が減ったのに料金収入が大きくなる、こういったことが税の背景としたものではない、と、税抜きで比較がしやすいようにベースは作っていることを補足で申し上げます。

(谷口工務課長) 用瀬地域の応急給水拠点ということで、他の地域水道も含めて改めて計画させていただくことにはなると思いますが、このたび用瀬地域の配水池を整備するに当たりまして、用瀬庁舎の横を配水管がちょうど通りますので、今回の工事で整備を予定しております。ただ、今はまだ使える状況ではございませんので、使えるような状況になりましたら、御周知させていただきます。

(西川副会長) よろしく申し上げます。

(松原会長) 次の議題に移ります。議題(2)『鳥取市水道事業の基本計画等の変更について』、『統合前簡易水道地域の整備状況について』の2項目を伺っております。1項目『鳥取市水道事業の基本計画等の変更について』を事務局から御説明お願いいたします。

(青木経営企画課長) 議題(2)『鳥取市水道事業の基本計画等の変更について』説明をいたします。水道局では水道事業を適切な規模で運営していくために、人口推計などを基に将来の水需要予測を行いまして、今後の水道施設整備計画などに関わります水道事業の基本計画を変更いたしました。水道事業の基本計画についてですが、注釈1を御覧ください。地方公共団体が経営する企業の根本基準等を定める法律としまして、地方公営企業法という法律があります。その法第4条には、「地方公共団体は地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は条例で定めなければならない。」と規定されています。この後、説明いたします給水区域、給水人口、1日最大給水量が水道事業の基本計画に当たります。

本文2行目に戻ります。原水にクリプトスポリジウムの指標菌が検出されている浄水場について、浄水方法の変更を計画しています。本市の水道事業の基本計画を定めます「鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」の一部改正案は、令和5年3月24日に市議会において可決されています。条例改正の新旧対照表について別添1を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後となります。条例の第2条第2項には、本市水道事業の基本計画が定めてあります。今回改正した箇所には下線を付しております。

1ページに戻っていただきまして、本文6行目になります。給水区域の拡張や浄水方法の変更につきましては、水道法の定めるところにより、水道事業の経営変更認可を厚生労働大臣から受ける必要があります。その認可につきましては条例の改正案の可決日と同日で受けております。このたび厚生労働大臣から受けました認可は水道施設整備事業、これは平成27年3月に受けました簡易水道事業の統合に伴う認可の第5次変更に当たりまして、令和17年度を認可の目標年度と

しています。水道事業経営の認可につきましては、注釈2をつけておりますので御一読願います。

「水道事業の基本計画の変更」について下記1で御説明させていただきます。1点目、「(1) 給水区域の拡張」について。水道未普及地域の鳥取市双六原を給水区域に取り込むことに伴うものです。本市では平成22年に水道未普及地域解消計画を厚生労働大臣に提出してありまして、平成29年4月の簡易水道統合前から市長事務局で未普及地域の解消に努めてきております。簡易水道統合後におきましても水道局がこの計画を引き継いで事業を実施しています。水道未普及地域解消計画の対象地域は5地区、具体的には鳥取市猪子、双六原、洞谷、国府町下木原、福部町左近の上野地区となります。水道施設整備の一部に地元負担があるため、市長事務局のほうで地元意向調査を行い、水道整備の希望があった地域を対象としております。令和4年度末現在、福部町左近の上野地区と鳥取市猪子の2地区につきましては事業を完了しております。国府町下木原地区につきましては令和4年度から事業に取りかかり、本年度で供給開始予定としております。鳥取市洞谷地区につきましては、改めて地元へ最終的な意向確認を行った結果、整備は希望しない、と回答を受けております。水道未普及地域解消計画に基づく事業は鳥取市双六原地区が最後となります。別添2を御覧ください。赤で囲んだところが鳥取市双六原地区です。双六原から斜め上、湖山池がありますけども、そのちょうど中間辺りに吉岡温泉町があります。双六原地区への水道施設整備に当たっては、江山浄水場の給水区域内となっております吉岡温泉町から江山浄水場の給水区域外の妙徳寺、矢矯までの間の管路整備、施設の統廃合を行いまして、これら湖南地区全体を江山浄水場の給水区域とすることで水運用の効率化を図ることとしております。

2点目、「(2) 計画給水人口」について。令和4年～令和17年までの計画給水人口を18万8,000人から18万1,000人に変更しております。令和17年度までの計画給水人口は平成27年9月策定、令和3年3月に改訂された鳥取市人口ビジョンを基に予測したものです。

3点目、「(3) 計画1日最大給水量」について。令和4年～令和17年までの計画1日最大給水量を7万7,000立方メートル/日から7万4,000立方メートル/日に変更しています。令和17年度までの計画1日最大給水量は、本市における生活用水、業務・営業用水、工場用水、その他用水の用途別水量、有収率、負荷率等の実績を基に項目ごとに分析を行い、予測しています。別図を御覧ください。水色の棒グラフが1日最大給水量、赤の折れ線グラフが行政区域内人口、緑の折れ線グラフが給水人口を示しております。縦の破線の左側、平成24年～令和3年までは実績値、右側が令和4年度以降の予測値となります。水量・人口は直近10年間、平成24年～令和3年までの実績値を用いまして令和4年以降の将来値を推計しております。1日最大給水量、行政区域内人口、給水人口とも令和4年が最大値となりまして、認可目標年度の令和17年に向かい徐々に下がっていくと予想しております。現有施設能力を適正規模としていくためにも、今後の施設更新の際にはダウンサイジングに取り組む必要があると考えております。

下記2の「浄水方法の変更」について。今回、厚生労働大臣から浄水方法の変更の認可を受けたのは(1)の国府地域の「雨滝浄水場」、(2)の「大石浄水場」です。2つの浄水場は現在塩素消毒のみで給水しておりますが、クリプトスポリジウム等耐塩素性生物対策として雨滝浄水場には紫外線処理装置、大石浄水場には膜ろ過処理設備を設置することとしています。浄水方法の選定に当たりましては地形であるとか、施設の配置状況であるとか、そういったものを基にコスト

比較を行っております。以上で説明を終わります。

(松原会長) 『鳥取市水道事業の基本計画等の変更について』、委員の皆様から何かございますでしょうか。どうぞ。

(松長委員) 浄水方法の変更ということで、国府町の雨滝と大石、紫外線処理と膜ろ過の決定的な選ばれた理由、単純に費用対効果で選ばれたのか、なぜ雨滝のほうが紫外線の処理になったのか、その辺の経過を教えてください。

(谷口工務課長) 浄水処理方法の選定の条件といたしまして、水自体が濁ったりとかある場合は、膜ろ過もしくは緩速ろ過、急速ろ過、こういったろ過方法で取り除く必要がございます。さらにクリプト対策と併せて選定した浄水処理方法が、大石浄水場につきましては膜ろ過。雨滝浄水場につきましては水質が非常によろしくて、濁度がなかなか出ることがございません。濁質分を取る必要がございますので、クリプトスポリジウム対策の紫外線処理のみで処理できるということで、処理方法が異なります。

(松長委員) 分かりました。ありがとうございます。

(松原会長) はい。

(石黒委員) 塩素滅菌と紫外線処理と膜ろ過処理の違いは何か。もう1点、給水人口の予測について、実際の人口とその給水人口の差は何に基づいてどれぐらい余裕を見ているのか、根拠を知りたい。

(谷口工務課長) クリプトスポリジウム対策は浄水処理を行う上で一般的に膜ろ過、緩速ろ過、急速ろ過及び紫外線処理で処理できると厚生労働省の指針に載っております。クリプト対策であればその4つの中から選定をすることになりますが、水の原水自体に濁りがあった場合、濁りが発生することが考えられる場合は紫外線処理方法以外の3方式を使える、濁水が起こらないであろうという場合は紫外線処理方法でも問題ない、そういった指針に基づきまして設定させていただいております。

(松原会長) はい。

(青木経営企画課長) 行政区域内人口と給水人口の出し方ということですが、普及率がございます。行政区域内と給水区域内でもまだ上水道を使っておられない方がおられます。行政区域内人口予測や普及率の予測を使いまして給水人口を出しております。

(石黒委員) 実際人口よりも、給水人口のほうが18万8,000人から18万1,000人と多いですが、今、鳥取の人口はどんどん減少していますし、その頃には18万人切るんじゃないかと思いますが。

(青木経営企画課長) 令和4年の給水人口が最大となる予測で、令和17年度に向かうにいたが、この表からいいますと行政区域内人口が16万7,000人ぐらいとなると想定しています。

(武田水道事業管理者) 少し補足させていただきますと、いわゆる計画人口というものがありまして、石黒委員がおっしゃっているのは、現在、実の人口と思われませんが、例えば水道事業計画に当たりまして、「将来マックスどれぐらいの人が増えても水を賄えます」という想定でもって、水道局は様々な諸施設をこしらえることになっております。「予想外に人口が増えて水が賄えな

い」、ということは絶対あってはならないわけであります。

したがって、若干多めに見積もっておりまして、ただ、如何に多めに見積もっても委員がおっしゃっているように人口が減少しているのです、将来的には 18 万 8,000 人を、今度は 18 万 1,000 人に減らしているような事業の運営を行う、ということでございます。

(石黒委員) 分かりました。

(松原会長) どうぞ。

(川戸副局長) 浄水方法の関係で補足です。石黒委員からございました、塩素滅菌と膜ろ過、紫外線との違いということでございました。濁度の関係であるとか、汚れを除去するとか、クリプトスポリジウムを不活性化する方法が必要とされており、紫外線処理とか、膜ろ過処理を加えることで浄水します、というのが先ほどの浄水方法の変更について説明をさせていただいた具体的な浄水処理の方法です。その手前に塩素滅菌というのが書いてあり、矢印で紫外線、塩素滅菌という方法が書いてありますが、塩素滅菌は水道法として必ず塩素を 0.1 ミリグラム／リットル確保しなさいということがありまして、塩素滅菌は必須の処理です。これに紫外線処理なり、膜ろ過処理を加えて浄水します、というのが先ほどの説明の内容になります。

(松原会長) ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。どうぞ。

(戸荻委員) 水源地の水をサンプリングして水質検査して、大腸菌なり何なりが検出されたところに対して決められた処理方式に変更します、という話ですけど、全ての水源地に対して定期的に検査をしているのでしょうか。

(八木谷料金課長) 全か所 3 か月に 1 回か毎月、大腸菌と指標菌の検査をしています。全部で原水 90 か所ぐらいあり、検査に引っかかった箇所について、改良していくとか施設を変えていこうとしているところです。

(戸荻委員) ありがとうございます。

(松原会長) そのほか。それでは 2 項目に移ります。『統合前簡易水道地域の整備状況について』、御説明お願いいたします。

(谷口工務課長) 鳥取市水道局は統合前簡易水道施設につきまして、平成 29 年度に策定いたしました地域水道整備計画に基づき現在整備を進めています。令和 4 年度末までの整備状況につきまして、1 つ目、「統合前簡易水道地域全体の整備状況」について説明します。「全体」としまして「配水池」、「水源地・浄水場」、「ポンプ場」3 施設別に明記しています。「配水池」は平成 29 年度末の時点で簡易水道地域には 95 か所ありました。令和 4 年度末には 8 箇所を統廃合いたしました、現在は 87 か所になります。「水源地・浄水場」につきまして、平成 29 年度末に 120 か所ありました。令和 4 年度末には 99 か所まで統廃合をいたしております。「ポンプ場」につきましては、13 か所が 15 か所。統廃合をすることで、各配水池等へ水を送り込む施設が 2 か所増です。こちらの「配水池」、「水源地・浄水場」、「ポンプ場」と呼ばれるものですが、「配水池」はそれぞれの山の上のほうにタンクを整備しておりまして、そちらのほうから水を配らせていただく、そういったタンクを、配水池と呼ばせていただいております。「水源地・浄水場」につきましては、それぞれの井戸、そういったところが水源地、それを滅菌処理もしくは浄化する施設を備えたものが浄水場です。「ポンプ場」は、山の上にあります配水池に水を送り上げるために、ポンプを使って

機械的に送る上げる施設が整備されている箇所をポンプ場と呼んでおります。

続きまして、「国府地域の整備状況」について。給水区域施設数の状況は国府町地域におきましては、平成29年度末に12あった区域が、施設の統廃合によりまして7区域になっております。平成29年度時点では、江山浄水場、宇倍野、高岡、山崎、神垣、荒舟、神護、楠城、栃本、石井谷、大石、上地、雨滝と地域が点在しておりました。現在令和4年度の状況になりますと、宇倍野地域、高岡地域がそれぞれ統廃合いたしまして、江山区域に宇倍野地域は入っております。高岡地域は山崎区域に入っております。こういった形で統廃合整備いたしまして、現在7区域になっております。大石地域も大石区域に統合する形で石井谷地域、栃本地域、これを1つの区域で整備をいたしております。単独で残ります地域が神護、楠城、上地、荒舟、雨滝と、こちらの地域は地形的なところなど、様々な諸条件がありますので、統合することよりも、それぞれ単独で残したほうが効率的ということで、こういった統廃合になっております。

統廃合の現状ですけれども、施設の整備前、整備後の写真を資料として配布させていただいております。石井谷浄水場、こちらは大石区域に統合した施設です。石井谷浄水場の整備前の状況を見ていただきますと、かなり古い施設で塩素滅菌を行っておりました。こちらを令和元年度に廃止し、現在大石のほうから水を供給しています。宇倍野浄水場です。写真に掲載しております浄水場が整備してありました。これらを令和2年度に、江山浄水場区域に統廃合することで施設を廃止し、現在江山浄水場から送っている区域になります。上地地域、こちらのほうは地域的な諸事情で単独で残る地域になります。新しく施設を更新し対応いたしております。古い施設はプレハブみたいな山の中に埋もれるような施設であったものが、現在は水源地と配水池とも、近代的な施設に統廃合して整備をいたしております。栃本地域、こちらのほうも古い施設を廃止いたしまして、石井谷地域同様に大石区域に統廃合しております。高岡、神垣地域、それぞれ山崎区域に統廃合いたしまして、古い施設は全て廃止させていただいております。最終的には新しい施設を、宇倍野は庁ポンプ場及び広西配水池を整備することで統廃合いたしました。庁ポンプ場は令和2年度に供用を開始、こちらがポンプ、機械等が入っている施設、こちらがステンレス製のタンクになります。こちらが広西配水池、こちら令和2年度に供用を開始しております。現在国府地域は重点的に整備を行っております、今年度は予算のときに説明させていただきました雨滝、大石地域の施設整備を今後行っていくことで、国府地域の整備はほぼ完成する状況です。統合前簡易水道地域の整備状況につきまして説明は以上です。

(松原会長) ありがとうございます。皆さんのほうからございますか。それでは最後にインボイス対応の水道使用量・料金等のお知らせについて説明よろしく願いいたします。

(八木谷料金課長) インボイス対応水道使用量・料金等の検診票について説明させていただきます。インボイス制度、正式名称は適格請求書等保存方式と言います。個人が買物して支払っている消費税のルールが変わるわけではなく、商売をしている人の消費税のルールが変わることです。企業が国に納める消費税の納税額を正確に計算するための仕組みです。この制度は本年の10月から開始されます。水道局の対応としましては、水道メーター検針時に投函している検針票を国の制度にのっとりレイアウトを変更することとしています。

資料の左側です。ここの水道局、本庁舎を5月18日に検針した実際の写しです。各家庭にも2

か月に1回、水道メーターを確認するとこのようなお知らせを投函させていただいています。これをインボイス対応としますと、図の赤色で囲った部分が右側ようになる予定です。具体的には右側に赤色で書いてあるものが追加となります。水道料金の横に書いてある、括弧して消費税率の10%、うち消費税額、名称が鳥取市水道事業会計、登録番号を書いています。登録番号はアルファベットのTプラス13桁の水道局の番号を載せるようにします。下水道使用料も同じように消費税率の10%、うち消費税額を追加しております。名称も下水道等事業会計ということで登録番号、アルファベットTと13桁の数字が書いてあり、下水道の番号になります。9月の検針時までには変更しまして、9月の検針からはポストに入れるようにしようと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上説明でした。

(松原会長) ただいま説明ございました、インボイス対応水道使用量水量・料金等のお知らせにつきまして、皆さんのほうから何かございますでしょうか。特にないようでございます。本日の議事内容は以上でございますが、事務局からそのほかございますでしょうか。

(川戸副局長) ありません。

(松原会長) 委員の皆様の方から全体を通して。有田委員どうぞ。

(有田委員) この水道週間のチラシの裏側に載っています漏水の点検方法のところを質問させていただきます。水道局に御連絡くださいと書いてありますが、漏水調査は無料ですか、有料になるのでしょうか。

(八木谷料金課長) 無料です。

(有田委員) 分かりました。ありがとうございました。一戸建てだったら全部の蛇口閉めてメーターが動いているかどうか見れば一目で分かるのですが、蛇口の数だけでも100個や200個ある大口の施設の場合、どのように漏水調査されるのでしょうか。

(中村次長兼給水維持課長) 漏水の調べ方ということで、大きい施設小さい施設に限らず、基本的には音を聞いて調べますので、やっぱり水を止めていただく必要があります。音を聞いて調べる方法以外に、例えばですけど、系統ごとにバルブを設けていただいて、漏れがあるようであればバルブを止めることによって、元のメーターが止まればそのバルブより以降は漏れていない、という判断はできると思いますが、大きい施設ではなかなか難しいかも分かりません。基本的には音を聞くか、バルブで絞って範囲を狭めていく、という方法しか今のところありません。

(有田委員) 規模の大きなども無料でやっていただけるのですか。

(中村次長兼給水維持課長) 給水方法で水道のメーターをくぐった後に、水道本管の圧力そのままで行く直結方式という方法と、大きな施設に多いのが、メーターをくぐった後に受水槽というタンクを設置して、それからポンプ加圧なりして使われる方法の、大きく2種類ありますが、有料になるか無料になるかというところは、直結方式で行っているところについては無料で調べることができます。受水槽以降についての調査は行っていません。

(渡辺次長兼総務課長) 補足させていただきます。受水槽以降は、その施設の方の財産になり、お家なんかメーター先は個人の財産で、水道局の管理外となっております。受水槽以降の管の漏水等につきましては、施設の管理者の方で管理していただきます。受水槽ですと年1回清掃等が義務づけられており、業者さんに委託されて水質検査なり掃除なりされていると思います。そ

ういった業者さんに漏水の調査のほうも任されている、と聞いたことがございます。

(有田委員) ありがとうございます。

(松原会長) 非常に個人的な話になるかと思いますが、実は私の家で漏水があったんですね。それは私の家族も含めて、どこが漏水しているのか全く分からなかったです。ところが、「漏水しているかもしれません」と水道局のほうから連絡が来たことがあったんですね。それはなぜかといいますと、やはりその分の、「月々の使用水量の分で、この数か月が非常に料金が多い」と。「何か特別なことやってませんか」ということで、「特に何もしてない」と。「となれば漏水の可能性が有ります」ということで、漏水の調査に来ていただいて、無料で調べていただいて、「ここが漏れてますね」というのがありました。そのような事例がございますので、委員の皆様には何かございましたら、そういうことが無料で行われると。個人的な話でございました。そのほかいかがでしょうか。

(谷本委員) いいですか。

(松原会長) どうぞ。

(谷本委員) 水道料金は、領収書はきっちり出されないのでしょうか。下水道料金は領収書はがきで来るのですが、水道料金は検針票が入って通帳から水道局、下水道局で落ちていくので。

(八木谷料金課長) 自主納付でしたら納付書を送付し、納付書に付いた領収書に判子を押し返します。口座落としは、先ほどお見せしたお知らせが領収書代わりになっていますが、希望があれば別で送付しています。上水道、下水道、両方とも口座落としでしたら、おそらく下水道の方のみ依頼されて、上水道の方は依頼されてなかったのかもしれませんが。

(谷本委員) はい、分かりました。

(渡辺次長兼総務課長) お帰りの際に、料金課で手続できますので、ぜひ、お寄りください。

(八木谷料金課長) 対応させていただきます。

(谷本委員) ありがとうございます。

(松原会長) ありがとうございます。それでは本日の議事は以上です。事務局のほうにお返しします。

(川戸副局長) 松原会長、それから委員の皆様、長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございます。以上をもちまして鳥取市水道事業審議会、令和5年度第1回会議を終了いたします。終わりに武田水道事業管理者の皆様には御挨拶を申し上げます。

(武田水道事業管理者) 改めまして管理者の武田と申します。本日は長時間にわたりまして本当に活発な御意見、また、いろんな御質問をいただきまして本当にありがとうございます。皆様方のそういった意見でありますとか質問、これが私どもの非常に励みになると申しますか、ともすれば我々は専門領域ばかり扱っているものですから、例えば、水道だよりにいたしましても、いかに分かりやすい表現で皆様に内容をお伝えするか、ということを非常に工夫していますが、まだまだ足りない部分もあろうかと思っております。この審議会がそうした場で、我々をより鍛えていただける、そういう場につながろうかと思っております。今日は本当に、梅雨入りしたというニュースがお昼にありましたけども、足元が悪い中、出にくい中、本当に長時間ありがとうございます。今後とも私ども水道事業者の運営に関しまして格別な御支援、また御配慮をいただければ幸いです。

存じます。本日はありがとうございました。

(川戸副局長) 以上をもちまして鳥取市水道事業審議会令和5年度第1回会議終了いたします。
ありがとうございました。